

姫路市請負工事成績評定基準 考查項目別運用表

土木 標準工事

令和6年4月1日

主任監督員評定

1. 施工体制 — I. 施工体制一般

【評価項目】

- a. 適切である
- b. ほぼ適切である
- c. 他の評価に該当しない
- d. やや不適切である
- e. 不適切である

- × 外 「評価対象項目」
- 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について文書による指示事項が無い。又は指摘事項に対する改善が、速やかに実施されている
- 工事実績データ（コリンズ）の登録（受注時・変更時・完成時）は、監督員の確認を受けた上で契約後等の10日以内に行われている。
- 建設業許可票、労災保険関係成立票が現場において、適切に掲示されている。
- 施工体制台帳、施工体系図が整備（添付書類含む）され、施工体系図も現場に掲示され、現場と一致している。
- 建設業退職金共済制度の趣旨を作業員等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受払簿等により適切に行われている。
- 工場製作を含む工事について、工場製作期間における技術者を適切に配置している。
- 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。
- 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。
- その他

●判定基準

- 評価値が90%以上 a
- 評価値が80%以上90%未満 b
- 評価値が80%未満 c

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
- ③ 評価値（0%）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

[マイナス要因]

- 施工体制一般について、監督職員が文書による改善指示を行った。
上記に該当すれば……… d
- 施工体制一般について、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
上記に該当すれば……… e

評価：

主任監督員評定

1. 施工体制 — II. 配置技術者

【評価項目】

- a. 適切である
- b. ほぼ適切である
- c. 他の評価に該当しない
- d. やや不適切である
- e. 不適切である

- × 外 「評価対象項目」
- 【全体を評価する項目】
- 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について文書による指示事項が無い。又は指摘事項に対する改善が速やかに実施されている。
- 作業に必要な作業主任者を選任及び配置している。
- 作業に必要な専門技術者を選任及び配置している。
- 【現場代理人を評価する項目】
- 現場代理人が、工事全体を把握している。
- 設計図書と現場の相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。
- 監督職員への報告を適時、的確に行っている。
- 工事に取り組む姿勢に意欲が感じられる。
- 【監理（主任）技術者を評価する項目】
- 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。
- 契約書、設計図書、適用すべき諸基準を理解し、施工に反映している。
- 施工に先立ち、創意工夫又は提案をもって工事を進めている。
- 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。
- 施工計画や工事工程を把握し、出来形・品質管理等の施工管理、資料作成・整理に主体的に関わっている。
- 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。
- 監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。
- その他

●判定基準

- 評価値が90%以上 a
- 評価値が80%以上90%未満 b
- 評価値が80%未満 c

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

[マイナス要因]

- 配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。
上記に該当すれば……… d
- 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
上記に該当すれば……… e

評価：

主任監督員評定

2. 施工状況 — I. 施工管理

【評価項目】

- a. 適切である
- b. ほぼ適切である
- c. 他の評価に該当しない
- d. やや不適切である
- e. 不適切である

- × 外 「評価対象項目」
- 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について文書による指示事項が無い。又は指摘事項に対する改善が速やかに実施されている。
- 設計図書の照査を行い、現場立会い等により監督員の確認を受けている。
- 施工計画書を、工事着手前に提出している。
- 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。
- 施工計画書が、技術提案の内容を反映したものとなっている。
- 施工計画書の内容と現場の施工方法・施工内容が一致している。
- 工事材料を品質に影響が無いよう保管している。
- 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。
- 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。
- 現場内の整理整頓を日常的に行っている。
- 材料の品質証明書及び写真等を整理している。
- 工事記録の整理を的確に行っている。
- 工事打合せ簿を、不足無く整理している。
- 段階確認のほか、監督員の立会、確認を必要とする工事の施工段階において、立会確認の手続きが事前にされている。
- 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。
- 産業廃棄物が産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されている。
- 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。
- その他

●判定基準

- 評価値が90%以上 a
- 評価値が80%以上90%未満 b
- 評価値が80%未満 c

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

[マイナス要因]

- 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。
上記に該当すれば……… d
- 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった
上記に該当すれば……… e

評価：

主任監督員評定

2. 施工状況 ー II. 工程管理

【評価項目】

- a. 適切である
- b. ほぼ適切である
- c. 他の評価に該当しない
- d. やや不適切である
- e. 不適切である

- × 外 「評価対象項目」
- 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について文書による指示事項が無い。又は指摘事項に対する改善が速やかに実施されている。
- 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。
- 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。
- 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。
- 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。
- 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。
- 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。
- 休日の確保を行っている。
- 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。
- その他

●判定基準

- 評価値が90%以上 a
- 評価値が80%以上90%未満 b
- 評価値が80%未満 c

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)
計算の値で評価する。
- ③ 評価値 (0 %) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 ()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

[マイナス要因]

- 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。
上記に該当すれば……… d
- 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
上記に該当すれば……… e

評価 :

主任監督員評定

2. 施工状況 ー Ⅲ. 安全対策

【評価項目】

- a. 適切である
- b. ほぼ適切である
- c. 他の評価に該当しない
- d. やや不適切である
- e. 不適切である

- × 外 「評価対象項目」
- 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について文書による指示事項が無い。又は指摘事項に対する改善が速やかに実施されている。
- 災害防止協議会等を1回/月以上行っている。
- 安全教育及び安全訓練等を半日/月以上実施している。
- 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。
- 安全巡視、TBM, KY等を実施し、記録が整理されている。
- 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。
- 過積載防止に取り組んでいる。
- 仮設工等の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。
- 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。
- 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。
- その他

●判定基準

- 評価値が90%以上 a
- 評価値が80%以上90%未満 b
- 評価値が80%未満 c

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

[マイナス要因]

- 安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。
上記に該当すれば……… d
- 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
上記に該当すれば……… e

評価：

主任監督員評定

2. 施工状況 — IV. 対外関係

【評価項目】

- a. 適切である
- b. ほぼ適切である
- c. 他の評価に該当しない
- d. やや不適切である
- e. 不適切である

- × 外 「評価対象項目」
- 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について文書による指示事項が無い。又は指摘事項に対する改善が速やかに実施されている。
- 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。
- 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。
- 第三者からの苦情が無い。又は、苦情に対して適切な対応を行っている。
- 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。
- 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。
- その他

●判定基準

- 評価値が90%以上 a
- 評価値が80%以上90%未満 b
- 評価値が80%未満 c

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)
計算の値で評価する。
- ③ 評価値 (0 %) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 ()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

[マイナス要因]

- 対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。
上記に該当すれば……… d
- 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
上記に該当すれば……… e

評価：

主任監督員評定

3. 出来形及び出来ばえ — I. 出来形

【土木工事】

【評価項目】

- a. 出来形の測定が必要な測定項目について、所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の50%以内である。
- b. 出来形の測定が必要な測定項目について、所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の80%以内である。
- c. 出来形の測定が必要な測定項目について、所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a及びbに該当しない。
- d. 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書により改善指示を行った。
- e. 契約書に基づき、監督職員が改造請求を行った。

※ ばらつきの判断は別紙－4参照。

- ① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
- ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
- ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。

評価：

主任監督員評定

3. 出来形及び出来ばえ — I. 出来形

【機械設備工事】

【評価項目】

- a. 適切である
- b. ほぼ適切である
- c. 他の評価に該当しない

- × 外 「評価対象項目」
- 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫している。
- 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。
- 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。
- 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。
- 不可視部分の出来形を写真撮影している。
- 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。
- 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。
- 社内の管理基準に基づき管理している。
- 設計図書に定められている予備品に不足が無い。
- 分解整備における既設部品の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。
- その他

●判定基準

- 評価値が90%以上 a
- 評価値が80%以上90%未満 b
- 評価値が80%未満 c

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)
計算の値で評価する。
- ③ 評価値 (0 %) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 ()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

[マイナス要因]

- 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。
上記に該当すれば..... d
- 契約書に基づき、監督職員が改造請求を行った。
上記に該当すれば..... e

評価 :

主任監督員評定

3. 出来形及び出来ばえ - I. 出来形

【電気設備工事】

【評価項目】

- a. 適切である
- b. ほぼ適切である
- c. 他の評価に該当しない

- × 外 「評価対象項目」
- 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫している。
- 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理している。
- 不可視部分の出来形を写真撮影している。
- 設計図書に定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。
- 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。
- 設備の据付及び固定方法を設計図書又は承諾図書通り施工している。
- 配管及び配線を、設計図書又は承諾図書通りに敷設している。
- 測定機器のキャリブレーションを、定期的実施している。
- 行先などを表示した名札をケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。
- 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 社内の管理基準に基づき管理している。
- その他

●判定基準

- 評価値が90%以上 a
- 評価値が80%以上90%未満 b
- 評価値が80%未満 c

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

[マイナス要因]

- 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。
上記に該当すれば..... d
- 契約書に基づき、監督職員が改造請求を行った。
上記に該当すれば..... e

評価：

主任監督員評定

3. 出来形及び出来ばえ — I. 出来形

【配水管工事】

【評価項目】

- a. 適切である
- b. ほぼ適切である
- c. 他の評価に該当しない

- × 外 「評価対象項目」
- 仮設の方法及び設置状況は適切である。
- 既設管との接続状況は適切である。
- 出来高数量の算出根拠は整理されている。
- 出来形管理図及び出来形管理表に創意工夫がある。
- 自社の管理基準を設定し、管理している。
- 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に判断できる。
- 写真管理基準の管理項目を満足している。
- 設計図書で要求したものが正しくできている。
- 土工事の段階写真(埋戻し、土留工、舗装仮復旧等)が適切に記録され、容易に確認できる。
- その他

●判定基準

- 評価値が90%以上 a
- 評価値が80%以上90%未満 b
- 評価値が80%未満 c

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)
計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

[マイナス要因]

- 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。
上記に該当すれば..... d
- 契約書に基づき、監督職員が改造請求を行った。
上記に該当すれば..... e

評価 :

主任監督員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【土木工事】

【評価項目】

- a. 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の50%以内である。
- b. 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の80%以内である。
- c. 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a 及び b に該当しない。
- d. 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書により改善指示を行った。
- e. 契約書に基づき、監督職員が改造請求を行った。

※ ばらつきの判断は別紙ー4参照。

- ① 品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
- ② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。
- ③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。
なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。
- ④ 試験結果の打点数が5点未満の場合、及び管理図・ヒストグラム等がない場合は、ばらつきの判断不可能とし「c」評価とする。
- ⑤ 品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。

評価：

主任監督員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【機械設備工事】

【評価項目】

- a. 適切である
- b. ほぼ適切である
- c. 他の評価に該当しない

- × 外 「評価対象項目」
- 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）の内容が設計図書の仕様を満足している。
- 設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。
- 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。
- 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。
- 溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。
- 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。
- 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、操作性にすぐれている。
- 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。
- 小配管、電気配線・配管を、承諾図書のとおり敷設している。
- 設備の取扱説明書を工夫している。
- 完成図書（取扱説明書）に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。
- 機器の配置が点検しやすいよう工夫している。
- 設備の構造や機器の配置が、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。
- 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。
- バルブ類の平時の状態を示すラベルなどを見やすい状態で表示している。
- 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。
- 回転部や高温部等の危険個所に表示又は防護をしている。
- 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
- 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。
- その他

●判定基準

- 評価値が90%以上 a
- 評価値が80%以上90%未満 b
- 評価値が80%未満 c

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)
計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

[マイナス要因]

- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。
上記に該当すれば……… d
- 契約書に基づき、監督職員が改造請求を行った。
上記に該当すれば……… e

評価：

主任監督員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【電気設備工事】

【評価項目】

- a. 適切である
- b. ほぼ適切である
- c. 他の評価に該当しない

- × 外 「評価対象項目」
- 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。
- 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足している。
- 機器の品質、機能及び性能が、設計図書を満足し、成績書にまとめている。
- 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れている。
- ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。
- 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。
- 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。
- 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。
- 現場条件によって機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。
- 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）している。
- 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。
- 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。
- その他

●判定基準

- 評価値が90%以上 a
- 評価値が80%以上90%未満 b
- 評価値が80%未満 c

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。
- ③ 評価値（0％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

[マイナス要因]

- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。
上記に該当すれば……… d
- 契約書に基づき、監督職員が改造請求を行った。
上記に該当すれば……… e

評価：

主任監督員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【維持・修繕工事】

【評価項目】

- a. 適切である
- b. ほぼ適切である
- c. 他の評価に該当しない

「評価対象項目」

- 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。
- 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。
- 監督職員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。
- 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っている。
- 理由：

- 理由：

- 理由：

- 理由：

●判定基準

- ※該当項目が6項目以上・・・a
- ※該当項目が4項目以上・・・b
- ※該当項目が3項目以下・・・c

注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。
ただし、評価対象項目は最大8項目とする。

[マイナス要因]

- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。
上記に該当すれば…………… d
- 契約書に基づき、監督職員が改造請求を行った。
上記に該当すれば…………… e

評価：

主任監督員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【配水管工事】

【評価項目】

- a. 適切である
- b. ほぼ適切である
- c. 他の評価に該当しない

- × 外 「評価対象項目」
- 主要材料の保管管理が適切に行われ、製品に曲がり、そり、クラック、欠け等がないことが記録等で状況を確認できる。
- 仕様書で定められている品質管理が実施されている。
- 材料の品質規格証明書が整備されている。
- 溶接棒の使用及び溶接が適切である。
- 塗覆装、塗装等が適切である。
- 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。
- 管接合管理は定められたとおり行っている。
- 管の清掃及び切管加工は適切である。
- 弁栓類及び管保護工の施工が適切である。
- 管の継手部が適切に施工されている。
- ポリエチレンスリーブ、明示シートの施工が適切である。
- 埋戻しの締固めが適切である。
- 施工時の試験及び記録が適切である。
- 施工の適切性が確認でき、通水状況及び水圧試験等の記録が整備されている。
- 不可視部分の写真記録が適切である。
- その他

●判定基準

- 評価値が90%以上 a
- 評価値が80%以上90%未満 b
- 評価値が80%未満 c

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)
計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

[マイナス要因]

- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。
上記に該当すれば……… d
- 契約書に基づき、監督職員が改造請求を行った。
上記に該当すれば……… e

評価：

【施工】

- 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。
- コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。
- 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。
- 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。
- 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。
- 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。
- 照明などの視界の確保に関する工夫。
- 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。
- 運搬車両、施工機械等に関する工夫。
- 支保工、型枠工、足場工、仮棧橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。
- 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。
- 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。
- 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。
- 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。
- ICT（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事。 ※本項目は2点の加算とする。
- 特殊な工法や材料を用いた工事。
- 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。

【品質】

- 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。
- コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。
- 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。
- 配筋、溶接作業等に関する工夫。

【安全衛生関係】

- 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 ※本項目は2点の加算とする。
- 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等）
- 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。
- 現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。
- 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。
- 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。
- 厳しい作業環境の改善に関する工夫。
- 環境保全に関する工夫。

【その他】

- その他
- その他
- その他

- ※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
- ※2. 評価は各項目において1つレ点が付されれば1点または2点で評価し、最大7点の加点評価とする。
- ※3. 該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。
- ※4. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。

評点： 点

担当課長評定

2. 施工状況 ー II. 工程管理

【評価項目】

- a. 優れている
- b. やや優れている
- c. 他の評価に該当しない
- d. やや劣っている
- e. 劣っている

- × 外 「評価対象項目」
- 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
 - 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
 - 工程管理を適切に行ったことにより、時間外作業（休日や夜間工事）の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。
 - 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。
 - 災害復旧工事、小中学校の工事、施設等開業の工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって、工事を完成させた。
 - 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。
 - その他

●判定基準

- 評価値が90%以上 a
- 評価値が80%以上90%未満 b
- 評価値が60%以上80%未満 c
- 評価値60%未満 d

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値 (0 %) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 ()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

[マイナス要因]

- 自主的な工程管理がなされず、監督職員から文書による改善指示を行った。
上記に該当すれば……… d
- 請負者の責により工期内に工事を完成させなかった。(但し、改善指示による場合を除く)
上記に該当すれば……… e

評価：

担当課長評定

2. 施工状況 ー Ⅲ. 安全対策

【評価項目】

- a. 優れている
- b. やや優れている
- c. 他の評価に該当しない
- d. やや劣っている
- e. 劣っている

○ × 外 「評価対象項目」

- 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。
- 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。
- 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。
- 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。
- 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。
- 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。
- その他

● 判定基準

- 評価値が90%以上 a
- 評価値が80%以上90%未満 b
- 評価値が60%以上80%未満 c
- 評価値60%未満 d

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)
計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

[マイナス要因]

- 安全管理に関する現場管理又は防災体制が不適切であった。
上記に該当すれば……… d
- 安全対策の不備により重大な災害等を受けた。
上記に該当すれば……… e

評価：

担当課長評定

4. 工事特性 — I. 施工条件等への対応

- I 構造物の特殊性への対応
- 1. 対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事
 - 2. 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事
 - 3. その他

※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。

(1. について)

- 切土の土工量 : 5万m³以上
- 盛土の土工量 : 5万m³以上
- 護岸・築堤の平均高さ : 5m以上
- トンネル（シールド）の直径 : 4m以上
- 樋門又は樋管の内空断面積 : 8m²以上
- 揚排水機場の吐出管径 : 1,000mm以上
- 堰又は水門の最大径間長 : 13m以上
- 堰又は水門の径間数 : 2径間以上
- 堰又は水門の扉体面積 : 25m²/門以上
- 海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深 : 5m以上
- 地滑り防止工 : 幅50m以上かつ法長75m以上
- 浚渫工の浚渫土量 : 50万m³以上
- 流路工の計画高水流量 : 250m³以上
- 砂防ダムの高さ : 8m以上
- 橋梁下部工の高さ : 15m以上
- 橋梁上部工の最大支間長 : 50m以上

(2. について)

- ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事
- ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事
- ・供用中の道路トンネルの拡幅工事

(3. について)

- ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事
- ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事
- ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事

II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応

- 4. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事
- 5. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事
- 6. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事
- 7. 現道上での交通規制に大きく影響する工事
- 8. 緊急時に対応が特に必要な工事
- 9. 施工箇所が広範囲にわたる工事
- 10. その他

※上記の対応事項に1つレ点が付けば3点の加点とし、最大6点とする。

(4. について)

- ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事
- ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事
- ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事

(5. について)

- ・ガス管、水道管、電話線等の支障物の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事
- ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事
- ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事

(6. について)

- ・市街地での夜間工事
- ・D I D地区で特に配慮する工事

- (7. について)
 - ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事
 - ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事
 - ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事
- (8. について)
 - ・緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事
 - ・作業環境が厳しい災害復旧工事で安全に滞りなく対応した工事
- (9. について)
 - ・作業現場が広範囲に分布している工事
- (10. について)
 - ・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事
 - ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事

Ⅲ 厳しい自然・地盤条件への対応

- 11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事
- 12. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事
- 13. 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事
- 14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事
- 15. その他

※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。

- (11. について)
 - ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事
 - ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事
- (12. について)
 - ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事
 - ・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事
 - ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事
- (13. について)
 - ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く）
 - ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事
 - ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事
- (14. について)
 - ・イヌワシ等の猛禽類やオオサンショウウオ等の両生類など貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた
- (15. について)
 - ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事
 - ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事

Ⅳ 長期工事における安全確保への対応

- 16. 12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く）
- 17. その他

※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。

- ※1. 工事特性は、最大20点の加点点評価とする。
- ※2. 評価にあたっては、主任監督員の意見も参考に評価する。

評点： 点

担当課長評定

6. 社会性等 ー I. 地域への貢献等

「評価対象項目」

- 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。
- 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。
- 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。
- 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。
- 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。
- 災害などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。
- その他

- ※ 1. 特に評価すべき地域貢献事例を評価する。
- ※ 2. 評価は各項目において1つ1点が付されれば1点で評価し、最大3点の加点点評価とする。
- ※ 3. 上記項目の他に評価に値する地域貢献等があれば、その他に具体的内容を記載して加点点する。

評点： **点**

担当課長評定

7. 法令遵守等 — I. 法令遵守等

【措置内容】

- 1. 指名停止3ヶ月以上
- 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満
- 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満
- 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満
- 5. 文書注意
- 6. 口頭注意
- 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合
- 8. その他

点数 : 点

- 9. 項目該当なし

- ① 本考査項目（7. 法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。
- ② 「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。
- ③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。
- ④ 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8. その他の項目で減ずる措置を行う。

【上記で評価する場合の適応事例】

- 1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。
- 2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。
- 3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。
- 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
- 5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。
- 6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
- 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
- 8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
- 9. 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。
- 10. 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
- 11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。
- 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。
- 13. 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した、又は、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
- 14. 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。
- 15. 工事関係車両、建設機械等で不正軽油を使用したことが判明し、地方税法違反で処分された。

評点 : 点

検査員評定

2. 施工状況 — I. 施工管理

【評価項目】

- a. 優れている
- b. やや優れている
- c. 他の評価に該当しない
- d. やや劣っている
- e. 劣っている

- | | | | | |
|--------------------------|--------------------------|--------------------------|---|--|
| <input type="radio"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 外 | 「評価対象項目」 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | 契約書に基づく設計図書の照査を行っていることが書面等で確認できる。 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | 施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが写真等で確認できる。 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更施工計画書を提出していることが確認できる。 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | 工事材料の品質に影響が無いように工事材料を保管していることが確認できる。 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で的確に整備していることが確認できる。 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | 現場代理人・監理（主任）技術者が施工計画や工事工程を把握し、出来形・品質管理等の施工管理、資料作成・整理に主体的に関わっていることが確認できる。 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | 過積載防止の取り組みを行っていることが確認できる。 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | 建設業退職金共済証紙が適切に配布され管理されていることが確認できる。 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | 工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | 現場内の整理整頓を日常的に行っていることが確認できる。 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | その他 |

●判定基準

- | | | |
|----------------|-------|---|
| 評価値が90%以上 | | a |
| 評価値が80%以上90%未満 | | b |
| 評価値が80%未満 | | c |

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

[マイナス要因]

- 施工管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。
上記に該当すれば..... d
- 施工管理について、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
上記に該当すれば..... e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ — I. 出来形

【土木工事】

【評価項目】

- a. 出来形の測定が必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の50%以内で、下記の「評価対象項目」の4項目以上が該当する。
- a'. 出来形の測定が必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の50%以内で、下記の「評価対象項目」の3項目以上が該当する。
- b. 出来形の測定が必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の80%以内で、下記の「評価対象項目」の3項目以上が該当する。
- b'. 出来形の測定が必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の80%以内で、下記の「評価対象項目」の2項目以上が該当する。
- c. 出来形の測定が必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a~b' に該当しない。

「評価対象項目」

- 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。
- 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
- 不可視部分の出来形が写真で確認できる。
- 写真管理基準の管理項目を満足している。
- 出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。
- その他

※ ばらつきの判断は別紙－4参照

- ① 出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。
- ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
- ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。

[マイナス要因]

- 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
上記に該当すれば…………… d
- 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
上記に該当すれば…………… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ — I. 出来形

【機械設備工事】

【評価項目】

- a. 優れている
- a'. bより優れている
- b. やや優れている
- b'. cより優れている
- c. 他の評価に該当しない
- d. やや劣っている
- e. 劣っている

- × 外 「評価対象項目」
- 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。
- 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。
- 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。
- 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。
- 不可視部分の出来形が写真で確認できる。
- 塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。
- 溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。
- 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
- 設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。
- 分解整備における既設部品等の磨耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。
- その他

●判定基準

- 評価値が90%以上 a
- 評価値が80%以上90%未満 a'
- 評価値が70%以上80%未満 b
- 評価値が60%以上70%未満 b'
- 評価値が60%未満 c

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

[マイナス要因]

- 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
上記に該当すれば……… d
- 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
上記に該当すれば……… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ — I. 出来形

【電気設備工事】

【評価項目】

- a. 優れている
- a'. bより優れている
- b. やや優れている
- b'. cより優れている
- c. 他の評価に該当しない
- d. やや劣っている
- e. 劣っている

- × 外 「評価対象項目」
- 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。
- 機器等の測定（試験）結果がその都度管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。
- 写真管理基準の管理項目を満足している。
- 不可視部分の出来形が写真で確認できる。
- 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。
- 設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。
- 設備の据付、固定方法を、設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。
- 配管及び配線を設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。
- 行先などを表示した名札を、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。
- 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
- その他

●判定基準

- 評価値が90%以上 a
- 評価値が80%以上90%未満 a'
- 評価値が70%以上80%未満 b
- 評価値が60%以上70%未満 b'
- 評価値が60%未満 c

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値 (0 %) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 ()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

[マイナス要因]

- 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
上記に該当すれば……… d
- 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
上記に該当すれば……… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ — I. 出来形

【配水管工事】

【評価項目】

- a. 優れている
- a'. bより優れている
- b. やや優れている
- b'. cより優れている
- c. 他の評価に該当しない
- d. やや劣っている
- e. 劣っている

- × 外 「評価対象項目」
- 竣工図と現地の計測は一致している。
- 出来形寸法が規格値を満足している。
- 仮設の方法及び設置状況は適切である。
- 既設管との接続状況は適切である。
- 出来高数量の算出根拠は整理されている。
- 出来形管理図及び出来形管理表に創意工夫がある。
- 自社の管理基準を設定し管理している。
- 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に判断できる。
- 写真管理基準の管理項目を満足している。
- 設計図書で要求したものが正しくできている。
- その他

●判定基準

- 評価値が90%以上 a
- 評価値が80%以上90%未満 a'
- 評価値が70%以上80%未満 b
- 評価値が60%以上70%未満 b'
- 評価値が60%未満 c

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)
計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

[マイナス要因]

- 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
上記に該当すれば……… d
- 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
上記に該当すれば……… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【コンクリート構造物工事】

【評価項目】

- ばらつきで判断可能 (50%以下)
- ばらつきで判断可能 (80%以下)
- ばらつきで判断可能 (80%を超える)
- ばらつきで判断不可能

- × 外 「評価対象項目」
- コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
- コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
- 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
- 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
- コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
- コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。
- 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。
- コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
- 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
- コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 有害なクラック、損傷が無い。
- 施工基面の整形、清掃、湧水・滞水処理が適切に実施されていることが確認できる。
- 支持地盤の地耐力が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- その他

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値 (0 %) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 ()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

[マイナス要因]

- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
上記に該当すれば……… d

- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
上記に該当すれば…………… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【土工事（切土、盛土、築堤等工事）】

【評価項目】

- ばらつきで判断可能（50%以下）
- ばらつきで判断可能（80%以下）
- ばらつきで判断可能（80%を超える）
- ばらつきで判断不可能

○ × 外 「評価対象項目」

- 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
- 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。
- 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。
- 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
- 一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。
- 芝付け及び種子吹付を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
- 構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
- 土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。
- C B R 試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。
- 法面に有害な亀裂が無い。
- 伐除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
- その他

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
- ③ 評価値（0%）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

[マイナス要因]

- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
上記に該当すれば…………… d
- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
上記に該当すれば…………… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【護岸・根固・水制工事】

【評価項目】

- ばらつきで判断可能 (50%以下)
- ばらつきで判断可能 (80%以下)
- ばらつきで判断可能 (80%を超える)
- ばらつきで判断不可能

- × 外 「評価対象項目」
- 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。
- 裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを、空隙が生じないように十分行っていることが確認できる。
- 緑化ブロック、石積（張）、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結を、裏込材の吸出しが無いよう行っていることが確認できる。
- 石積（張）工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。
- 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 指定材料の品質が、証明書類で確認できる。
- 基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。
- コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。
- 施工にあたって、床掘箇所湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。
- 埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 有害なクラック、損傷が無い。
- その他

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値 (0 %) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 ()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

[マイナス要因]

- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
上記に該当すれば…………… d
- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
上記に該当すれば…………… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ — II. 品質

【鋼橋工事（RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる）】

【評価項目】

- ばらつきで判断可能（50%以下）
- ばらつきで判断可能（80%以下）
- ばらつきで判断可能（80%を超える）
- ばらつきで判断不可能

○ × 外 「評価対象項目」

【工場製作関係】

- 鋼材の種別を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。
- 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
- 溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。
- 孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。
- 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。
- 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
- 素地調整を行う場合、第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。
- 塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。
- 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。
- その他

【架設関係】

- ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。
- ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。
- 高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。
- 高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。
- 支承の据付で、コンクリート面のチッピング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。
- 架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。
- 架設に用いる仮設備及び架設用機材について品質、性能が確保できる規模及び強度を有していることが確認できる。
- 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。
- 現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。
- その他

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評 価 値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

[マイナス要因]

- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
上記に該当すれば…………… d
- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
上記に該当すれば…………… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【砂防構造物工事及び地すべり防止工事（水井工事を含む）】

【評価項目】

- ばらつきで判断可能（50%以下）
- ばらつきで判断可能（80%以下）
- ばらつきで判断可能（80%を超える）
- ばらつきで判断不可能

○ × 外 「評価対象項目」 【共通】

- コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
- コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量の測定結果が確認できる。
- 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
- 運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレーターの機種及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
- コンクリートの圧縮強度を管理しており、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っている。
- 地山との取り合いを適切に行っていることが確認できる。
- 鉄筋及び鋼材の品質が、証明書類で確認できる。
- 有害なクラック、損傷が無い。
- その他

【砂防構造物工事に適用】

- コンクリート打設までさび、どろ、油等の有害物が、鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
- 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。
- アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。
- ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。
- その他

【地すべり対策工事（抑止杭・集水井戸工事を含む）に適用】

- アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。
- ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工していることが確認できる。
- 集・排水ボーリング工の方向及び角度が、適正となるように施工していることが確認できる。
- その他

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
- ③ 評価値（0%）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評 価 値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

[マイナス要因]

- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
上記に該当すれば…………… d
- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
上記に該当すれば…………… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ — II. 品質

【舗装工事】

【評価項目】

- ばらつきで判断可能 (50%以下)
- ばらつきで判断可能 (80%以下)
- ばらつきで判断可能 (80%を超える)
- ばらつきで判断不可能

○ × 外 「評価対象項目」

【路床・路盤工関係】

- 設計図書に定められた試験方法でCBR値を測定していることが確認できる。
- 路床及び路盤工のプルフローリングを行っていることが確認できる。
- 路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。
- 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。
- 路床盛土において、一層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。
- 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。
- 路床安定処理において、路床土と安定材を均一に混合し、締固めて仕上げていることが確認できる。
- その他

【アスファルト舗装工関係】

- アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。
- 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物質を除去していることが確認できる。
- プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。
- 舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。
- 各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。
- 縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。
- 密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- その他

【コンクリート舗装工関係】

- コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・W/C、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
- 舗装工の施工に先立って、上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。
- コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量の測定結果が確認できる。
- 強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
- 運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
- 材料が分離しないようコンクリートを敷均していることが確認できる。
- チェアー及びタイバーを損傷などが発生しないよう保管していることが確認できる。

その他

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

[マイナス要因]

- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
上記に該当すれば…………… d
- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
上記に該当すれば…………… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【法面工事】

【評価項目】

- ばらつきで判断可能 (50%以下)
- ばらつきで判断可能 (80%以下)
- ばらつきで判断可能 (80%を超える)
- ばらつきで判断不可能

○ × 外 「評価対象項目」

【共通】

- 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。(特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係)
- 施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。
- 盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。
- 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
- その他

【種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工関係】

- 土壤試験の結果を施工に反映していることが確認できる。
- ネットなどの境界に隙間が生じていないことが確認できる。
- ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。
- 吹付け厚さが均等であることが確認できる。
- 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。
- その他

【コンクリート又はモルタル吹付工関係】

- 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 金網の重ね幅が、10cm以上確保されていることが確認できる。
- 金網が破損を生じていないことが確認できる。
- 吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。
- 吹付け厚さが均等であることが確認できる。
- 吹付け厚さに応じて2層以上に分割して施工していることが確認できる。
- 強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
- 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。
- 法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。
- その他

【現場打法枠工関係 (プレキャスト法枠工含む)】

- 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- アンカーピンを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。
- 現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。
- 強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
- 枠内に空隙が無いことが確認できる。
- 層間にはく離が無いことが確認できる。
- 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。

その他

【アンカー工関係（鉄筋挿入工含む）】

- アンカーの施工長さが確認できる。
 アンカーの角度が測定されており、規格値内であることが確認できる。
 アンカープレートと法面、法枠等との空隙がないようモルタル等で充填されている。
 アンカーの緊張・定着の確認試験等必要な試験が適正に行われている。
 その他

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。
③ 評価値（％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判定基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

[マイナス要因]

- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
上記に該当すれば…………… d
 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
上記に該当すれば…………… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【基礎工事及び地盤改良工事】

【評価項目】

- ばらつきで判断可能 (50%以下)
- ばらつきで判断可能 (80%以下)
- ばらつきで判断可能 (80%を超える)
- ばらつきで判断不可能

○ × 外 「評価対象項目」

【杭関係(コンクリート・鋼管・鋼管井筒、場所打、深礎等)】

- 杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。
- 既製杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。
- 杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。
- 水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。
- 溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。
- 場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に2m以上挿入して施工していることが確認できる。
- 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。
- 配筋、スペーサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- ライナイプレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。
- 裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。
- 強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。
- その他

【地盤改良関係】

- 改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。
- 事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。
- 施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。
- その他

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)
計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判定基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評 価 値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

[マイナス要因]

- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
上記に該当すれば…………… d
- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
上記に該当すれば…………… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【コンクリート橋上部工事（PC及びRCを対象）】

【評価項目】

- ばらつきで判断可能（50%以下）
- ばらつきで判断可能（80%以下）
- ばらつきで判断可能（80%を超える）
- ばらつきで判断不可能

○ × 外 「評価対象項目」

- コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・ w/c 、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
- コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量の測定結果が確認できる。
- 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
- 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
- コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
- 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。
- 鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
- 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
- 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- スペースの品質及び個数が、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
- プレベーム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。
- PC鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。
- 有害なクラック、損傷が無い。
- その他

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
- ③ 評価値（0%）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判定基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評 価 値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

[マイナス要因]

- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
上記に該当すれば…………… d
- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
上記に該当すれば…………… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【塗装工事】

【評価項目】

- ばらつきで判断可能 (50%以下)
- ばらつきで判断可能 (80%以下)
- ばらつきで判断可能 (80%を超える)
- ばらつきで判断不可能

- × 外 「評価対象項目」
- 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
- ケレンを入念に実施していることが確認できる。
- 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。
- 塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。
- 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。
- 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。
- 塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。
- 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。
- 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。
- その他

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値 (0 %) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 ()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判定基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

[マイナス要因]

- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
上記に該当すれば…………… d
- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
上記に該当すれば…………… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ — II. 品質

【トンネル工事】

【評価項目】

- ばらつきで判断可能 (50%以下)
- ばらつきで判断可能 (80%以下)
- ばらつきで判断可能 (80%を超える)
- ばらつきで判断不可能

○ × 外 「評価対象項目」

- コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
- コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
- 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
- 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設方法及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。
- 吹付コンクリートの配合及びロックボルトの種別、規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 設計図書に定められた岩区分（支保工パターン含む）の境界を確認して施工を行っていることが確認できる。
- 坑内観察調査などについて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 計測管理を日々行っており、その結果に基づいた施工を行っていることが確認できる。
- 金網の継ぎ目を15cm以上重ね合わせて施工していることが確認できる。
- 吹付コンクリートの施工にあたって、浮石等を除いた後に、吹付コンクリートの一層の厚さが15cm以下で地山と密着するよう施工していることが確認できる。
- 吹付コンクリートを打継ぎする場合は、吹付完了面を清掃した上、湿潤状態で施工していることが確認できる。
- ロックボルトの定着長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 防水工に防水シートを使用する場合は、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行っていることが確認できる。
- 逆巻きの場合において、側壁コンクリートとアーチングコンクリートの打継目が同一線上で施工していないことが確認できる。
- その他

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判定基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

[マイナス要因]

- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
上記に該当すれば…………… d
- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
上記に該当すれば…………… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【植栽工事】

【評価項目】

- ばらつきで判断可能 (50%以下)
- ばらつきで判断可能 (80%以下)
- ばらつきで判断可能 (80%を超える)
- ばらつきで判断不可能

○ × 外 「評価対象項目」

- 樹木が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 活着が促されるよう管理していることが確認できる。
- 樹木などに損傷、はちくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。
- 樹木等の生育に害のある害虫がないことが確認できる。
- 施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。
- 肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。
- 植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を掘り植穴底部を耕していることが確認できる。
- 支柱をぐらつかないよう設置していることが確認できる。
- 樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。
- その他

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値 (0 %) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 ()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判定基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

[マイナス要因]

- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
上記に該当すれば…………… d
- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
上記に該当すれば…………… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ — II. 品質

【防護柵（網）設置工事】

【評価項目】

- ばらつきで判断可能（50%以下）
- ばらつきで判断可能（80%以下）
- ばらつきで判断可能（80%を超える）
- ばらつきで判断不可能

- × 外 「評価対象項目」
- 防護柵の設置基準、視線誘導標設置基準、道路標識設置基準等の規定を満足していることが確認できる。
- 防護柵等の床掘りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。
- 防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。
- 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。
- 基礎設置個所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。
- 防護柵の支柱の根入長が、設計図書仕様を満足していることが確認できる。
- ガードケーブルを支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。
- ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。
- その他

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。
- ③ 評価値（0％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判定基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

[マイナス要因]

- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
上記に該当すれば…………… d
- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
上記に該当すれば…………… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【標識設置工事】

【評価項目】

- ばらつきで判断可能 (50%以下)
- ばらつきで判断可能 (80%以下)
- ばらつきで判断可能 (80%を超える)
- ばらつきで判断不可能

- × 外 「評価対象項目」
- 防護柵の設置基準、道路標識設置基準、視線誘導標識設置基準等の規定を満足していることが確認できる。
- 標識等の床掘りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。
- 標識等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。
- 標識等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。
- 基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。
- 色彩・反射性能を試験結果報告書で確認できる。
- その他

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判定基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

[マイナス要因]

- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
上記に該当すれば……… d
- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
上記に該当すれば……… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【区画線設置工事】

【評価項目】

- ばらつきで判断可能 (50%以下)
- ばらつきで判断可能 (80%以下)
- ばらつきで判断可能 (80%を超える)
- ばらつきで判断不可能

○ × 外 「評価対象項目」

- 道路標識・区画線及び道路表示に関する命令、道路土工要綱の施工計画の規定等を満足していることが確認できる。
- ペイント式（常温式）区画線に使用するシンナーの使用量が10%以下であることが確認できる。
- 熔融式、高視認性区画線の施工では、熔融槽を適温に管理し常に180～220℃で塗布していることが確認できる。
- 区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 区画線の施工にあたって、設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。
- 区画線の施工にあたって、気温5℃以下の場合は路面を予熱し路面温度を上昇させた後施工していることが確認できる。
- 区画線を消去する場合、表示材（塗料）のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。
- プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。
- 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- その他

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判定基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

[マイナス要因]

- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
上記に該当すれば…………… d
- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
上記に該当すれば…………… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【電線共同溝工事】

【評価項目】

- ばらつきで判断可能 (50%以下)
- ばらつきで判断可能 (80%以下)
- ばらつきで判断可能 (80%を超える)
- ばらつきで判断不可能

- × 外 「評価対象項目」
- 指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。
- 管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。
- プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。
- 特殊部等の施工基面の支持力が、均等となるように、かつ、不陸が無いように仕上げていることが確認できる。
- 特殊部等の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる。
- 特殊部等の管材接合部が平滑に仕上げられている。
- 路面と段差が生じないように蓋が設置されている。
- 埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。
- 管枕及び埋設シートの設置及び土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが証明できる。
- その他

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値 (0 %) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 ()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判定基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

[マイナス要因]

- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
上記に該当すれば…………… d
- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
上記に該当すれば…………… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【維持・修繕工事】

【評価項目】

- a. 優れている
- a'. bより優れている
- b. やや優れている
- b'. cより優れている
- c. 他の評価に該当しない

「評価対象項目」

- 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。
- 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
- 監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
- 緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。
- 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。
- 理由
- 理由
- 理由
- 理由

●判断基準

- ※ 該当項目が6項目以上 a
- ※ 該当項目が5項目 a'
- ※ 該当項目が4項目 b
- ※ 該当項目が3項目 b'
- ※ 該当項目が2項目以下 c

注 記載の5項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。
ただし、評価対象項目は最大9項目とする。

[マイナス要因]

- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
上記に該当すれば……… d
- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
上記に該当すれば……… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【港湾・海岸工事（浚渫工）】

【評価項目】

- a. 優れている
- a'. bより優れている
- b. やや優れている
- b'. cより優れている
- c. 他の評価に該当しない

- × 外 「評価対象項目」
- 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。
- 既設構造物に影響のないよう十分検討して施工されていることが確認できる。
- 気象・海象を調査し、潮位、潮流、波浪等の状況を十分把握して施工されていることが確認できる。
- 台風などの異常気象に備えて、施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じていることが認できる。
- 仕様書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。
- 作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定していることが確認できる。
- 土砂処分における運搬途中で漏出がないように施工していることが確認できる。
- その他

●判定基準

- 評価値が90%以上 a
- 評価値が80%以上90%未満 a'
- 評価値が70%以上80%未満 b
- 評価値が60%以上70%未満 b'
- 評価値が60%未満 c

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

[マイナス要因]

- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
上記に該当すれば……… d
- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
上記に該当すれば……… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【港湾・海岸工事（地盤改良工）】

【評価項目】

- ばらつきで判断可能（50%以下）
- ばらつきで判断可能（80%以下）
- ばらつきで判断可能（80%を超える）
- ばらつきで判断不可能

○ × 外 「評価対象項目」

【共通】

- 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。
- 既設構造物に影響のないよう十分検討して施工されていることが確認できる。
- 気象・海象を調査し、潮位、潮流、波浪等の状況を十分把握して施工されていることが確認できる。
- 台風などの異常気象に備えて、施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じていることが確認できる。
- 仕様書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。

【床掘工】

- 作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定していることが確認できる。
- 土砂処分における運搬途中で漏出がないように施工していることが確認できる。
- 底面・法面の施工で出来形の許容範囲を超えた場合、置換材と同等以上の材料で埋戻しを行っていることが確認できる。
- その他

【圧密・排水工・締固工・固化工】

- 改良材料の品質管理を適切に行っていることが記録で確認できる。
- 浮泥を巻き込まないように置換材を投入していることが確認できる。
- サンドドレーン・砕石ドレーン、サンドコンパクションパイル及びロッドコンパクションが連続した一様な形状・品質に施工されていることが打込記録等により確認できる。
- ペーパードレーンが計画深度まで破損なく正常に形成されていることが打込記録等により確認できるとともに、打設を完了したペーパードレーンの頭部が保護され、排水機能が維持されていることが確認できる。
- 深層混合処理の打込記録等から、仕様書に定められている事項が確認できる。
- 前記以外の改良工法について、記録から仕様書に定められている事項が確認できる。
- 盛り土の状況確認及び管理を適切に行っていることが記録で確認できる。
- その他

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
- ③ 評価値（0%）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判定基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評 価 値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

[マイナス要因]

- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
上記に該当すれば…………… d
- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
上記に該当すれば…………… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【港湾・海岸工事（捨石・被覆石工）】

【評価項目】

- ばらつきで判断可能（50%以下）
- ばらつきで判断可能（80%以下）
- ばらつきで判断可能（80%を超える）
- ばらつきで判断不可能

- × 外 「評価対象項目」
- 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。
- 既設構造物に影響のないよう十分検討して施工されていることが確認できる。
- 気象・海象を調査し、潮位、潮流、波浪等の状況を十分把握して施工されていることが確認できる。
- 台風などの異常気象に備えて、施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じていることが確認できる。
- 仕様書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。
- 捨石・被覆石など材料の規格・品質が試験成績表等（現物照合を含む）で確認できる。
- マットが破損なく所定の幅で重ね合わせられていることが写真記録等により確認できる。
- 捨石・被覆石及び根固め石がゆるみのないよう堅固に施工され、記録により確認できる。
- 裏込めが既設構造物及び防砂目地板の破損がなく施工され、記録により確認できる。
- その他

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
- ③ 評価値（0%）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判定基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

- [マイナス要因]
- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
上記に該当すれば…………… d
- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
上記に該当すれば…………… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【港湾・海岸工事（本體工（杭式、矢板式））】

【評価項目】

- ばらつきで判断可能（50%以下）
- ばらつきで判断可能（80%以下）
- ばらつきで判断可能（80%を超える）
- ばらつきで判断不可能

○ × 外 「評価対象項目」

- 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。
- 既設構造物に影響のないよう十分検討して施工されていることが確認できる。
- 気象・海象を調査し、潮位、潮流、波浪等の状況を十分把握して施工されていることが確認できる。
- 台風などの異常気象に備えて、施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じていることが確認できる。
- 仕様書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。
- 鋼材の規格・数量がミルシート等（現物照合を含む）で確認できる。
- 鋼材の保管にあたり、変形及び塗覆装面に損傷を与えないよう、適切に処置されていることが確認できる。
- 杭及び矢板に損傷及び補修痕がなく施工されていることが確認できる。
- 杭及び矢板の打止めの施工管理方法等が整備され、かつ記録が確認できる。
- 腹起し材を全長にわたり規定の水平高さに取り付け、ボルトで十分締め付け矢板壁に密着させていることが確認できる。
- タイロッドは隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されていることが確認できる。
- タイワイヤーは隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されていることが確認できる。
- 溶接及び切断の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。
- その他

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
- ③ 評価値（0%）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判定基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

[マイナス要因]

- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
上記に該当すれば…………… d
- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
上記に該当すれば…………… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ — II. 品質

【港湾・海岸工事（本土工（ケーソン式、ブロック式、場所打ち式関係））】

【評価項目】

- ばらつきで判断可能（50%以下）
- ばらつきで判断可能（80%以下）
- ばらつきで判断可能（80%を超える）
- ばらつきで判断不可能

○ × 外 「評価対象項目」

【共通】

- 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。
- 既設構造物に影響のないよう十分検討して施工されていることが確認できる。
- 気象・海象を調査し、潮位、潮流、波浪等の状況を十分把握して施工されていることが確認できる。
- 台風などの異常気象に備えて、施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じていることが確認できる。
- 仕様書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。

【コンクリート関係】

- コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・ w/c 、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
- コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
- 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
- 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
- コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
- コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。
- 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。
- コンクリート打設までに、さび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
- 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
- コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- スペースの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 有害なクラック、損傷が無い。
- その他

【本体：ケーソン据付、ブロック据付関係】

- ケーソン・ブロック仮置に先立ち仮置場を調査し、仮置作業が所定の位置に異常なく行われていることが確認できる。
- ケーソン・ブロック据付に先立ち、気象・海象等を十分調査し、据付作業が所定の精度で行われていることが確認できる。
- ケーソン・ブロック据付等及び中詰においてケーソン・ブロック及び既設構造物等の損傷がなく施工されていることが確認できる。
- その他

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
- ③ 評価値（0%）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）

④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判定基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評 価 値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

[マイナス要因]

- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
上記に該当すれば…………… d
- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
上記に該当すれば…………… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【下水道工事（管渠工）】

【評価項目】

- ばらつきで判断可能（50%以下）
- ばらつきで判断可能（80%以下）
- ばらつきで判断可能（80%を超える）
- ばらつきで判断不可能

- × 外 「評価対象項目」
- 雨水による崩壊が起こらないように排水対策を実施している。
- 掘削床付け面が乱されずに掘削されている。また、浮石等がない。
- 埋戻し（盛土）を行うにあたり、締固めを適正な条件で施工している。
- 掘削（山留）内の排水処理が適正に行われていることが確認できる。
- ウェルポイント、ディープウェル等の排水量及び地下水位管理が適正に行われている。
- 腹起こしの設置にあたり、土留め壁との間に隙間がないことが確認できる。
- 裏込め材注入圧力は、低圧で施工していること等が施工記録により確認できる。
- 日々の計測管理を行っており、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。
- 管渠又は覆工コンクリート等から漏水がない。
- 管渠又は覆工コンクリート等にクラックの発生がない。
- 推進後に裏込め材流出防止のための装置が装着されている。
- 舗装工において、設計図書に基づく混合物の配合設計及び試験練りが行われており、適切な混合物の規格が確認できる。（アスファルト混合物の事前審査制度又はアスファルト合材配合統一用紙の適用工事は除く）
- 混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。
- 舗設後、直ちに供用する必要がある現場で、交通開放を適切に行っている。
- 舗設の各層の継ぎ目を仕様書に定められた数値以上ずらしている。
- 目地の処置が仕様書で定められたとおりであることが確認できる。
- 有害なクラック、損傷が無い。
- その他

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。
- ③ 評価値（0％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判定基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

[マイナス要因]

- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
上記に該当すれば……… d
- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

上記に該当すれば………… e

評価 :

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【下水道工事（処理場躯体工）】

【評価項目】

- ばらつきで判断可能（50%以下）
- ばらつきで判断可能（80%以下）
- ばらつきで判断可能（80%を超える）
- ばらつきで判断不可能

○ × 外 「評価対象項目」

- 雨水による崩壊が起こらないように排水対策を実施している。
- 掘削床付け面が乱されずに掘削されている。また、浮石等がない。
- 埋戻し（盛土）を行うにあたり、締固めを適正な条件で施工している。
- 掘削（山留）内の排水処理が適正に行われていることが確認できる。
- ウェルポイント、ディープウェル等の排水量及び地下水位管理が適正に行われている。
- 腹起こしの設置にあたり、土留め壁との間に隙間がないことが確認できる。
- コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
- コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度、スランプ、空気量等が確認できる。
- コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
- 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの種類、養生方法等、適切に行っている。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
- 型枠、支保工の取り外し時のコンクリート強度が適正に管理されている。
- 鉄筋の規格がミルシートで確認できる。
- コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。
- 鉄筋の組立・加工が適正であることが確認できる。
- 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。
- スペーサーの材質が適正で、品質が確認できる。
- スペーサーを適正に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。
- 鉄筋のガス圧接部の状態の強度確認試験、外観検査が適正に行われている。
- 鉄筋の継ぎ手長、定着長が適切に管理されている。
- 鉄筋圧接の位置が設計図書に準じており、かつ圧接位置が、千鳥に配置されていることが、写真で確認できる。
- SD295とSD345の使用区分が明確になっており、写真で確認できる。
- 杭に損傷及び補修痕がない。
- 杭の打止め管理方法又は場所打ち杭の施工管理方法等が整備され、かつ記録が確認できる。
- 水平度、安全度、鉛直度等が確認できる。
- 溶接の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。
- 場所打ち杭についてトレミー管をコンクリート内に2m以上入れて施工していることが確認できる。
- 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度、比重等が適切に管理されている。
- 混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。
- 舗設後、直ちに供用する必要のある現場で、交通開放を適切に行っている。
- 舗設の各層の継ぎ目が仕様書に定められた数値以上ずらしている。
- 目地の処置が仕様書で定められたとおりであることが確認できる。
- 有害なクラック、損傷が無い。
- その他

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。

- ③ 評価値（0%）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判定基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評 価 値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

[マイナス要因]

- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
 上記に該当すれば…………… d
- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
 上記に該当すれば…………… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【公園施設整備工事（園路広場整備、修景施設整備、遊戯施設整備）】

【評価項目】

- ばらつきで判断可能（50%以下）
- ばらつきで判断可能（80%以下）
- ばらつきで判断可能（80%を超える）
- ばらつきで判断不可能

○ × 外 「評価対象項目」

- 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。
- 材料、部材の品質及び形状が設計図書に適合しており、証明書が整備されている。
- 遊戯施設等の機能と安全性が設計図書に適合しており、証明書が整備されている。
- 園路等の路盤工に関し、現場密度試験が適切に行われ、管理されている。
- 園路等の表層材に関し、配合報告書により適切な配合規格が確認できる。
- 平板、タイル舗装等の目ずれがなく、仕様書に定められたとおり処理されていることが確認できる。
- 排水勾配が適正に守られ、水溜まりが生じていない。
- 植物、公園資材等による修景効果向上についての配慮が事前に十分検討され、良好な施工がうかがえる。
- その他

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
- ③ 評価値（0%）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判定基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

【マイナス要因】

- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
上記に該当すれば……… d
- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
上記に該当すれば……… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【二次製品構造物工事（用排水構造物工、カルバート工、擁壁工、石・ブロック積（張）工）】

【評価項目】

- ばらつきで判断可能（50%以下）
- ばらつきで判断可能（80%以下）
- ばらつきで判断可能（80%を超える）
- ばらつきで判断不可能

○ × 外 「評価対象項目」

【共通】

- 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。
- 材料、部材の品質規定証明書が整備されている。
- JIS規格外品について、仕様書で規定する規格、品質を満足している。
- 基礎地盤の整形、清掃、湧水処理等が適切に実施されていることが確認できる。
- 二次製品の保管、吊込み、据付等に十分注意を払っていることが確認でき、製品に有害なひび割れ、損傷等がない。
- 土留め、ウェルポイント等の仮設が適切に施工、管理されていることが確認できる。
- その他

【用排水構造物工】

- 位置、方向、高さ、勾配等について前後の施設又は地形になじみよく施工されている。
- 不等沈下防止に配慮して、基礎地盤の締固めが入念に行われていることが確認できる。
- 呑口、吐口、集水桝等の取り付けコンクリートにクラック等の欠陥がない。
- 施設の流末は浸食、滞留等が生じないように処理されている。
- 不等沈下の発生がなく、基礎コンクリートの亀裂や継目部からの漏水も見られない。
- 製品の継目部は隙間やズレがなく適切に施工されている。
- 継目部の目地モルタルが適切に施工されている。
- 製品周りの埋戻し・盛土の施工にあたり、巻出し・転圧が適切に施工されていることが確認できる。
- その他

【プレキャストカルバート工、プレキャスト擁壁工、石・ブロック積（張）工】

- 胴込コンクリートや裏込材の充填が十分で空隙が生じていない。
- 基礎コンクリート及び天端等の調整コンクリートにクラック等の欠陥がない。
- 製品の連結又はかみ合わせが適切である。
- 端部における地山とのすり付けが適切である。
- 丁張りを二重・三重に設けるなど、法勾配、裏込材の厚さの確保のため細心の注意を払っていることが確認できる。
- その他

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
- ③ 評価値（0%）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判定基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評 価 値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

[マイナス要因]

- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
上記に該当すれば…………… d
- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
上記に該当すれば…………… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【補強土壁工事】

【評価項目】

- ばらつきで判断可能 (50%以下)
- ばらつきで判断可能 (80%以下)
- ばらつきで判断可能 (80%を超える)
- ばらつきで判断不可能

- × 外 「評価対象項目」
- 盛土材料の土質が適正である。
- 盛土の締固めが適正な条件（人力機械別、巻きだし厚・敷均し・転圧作業等）で施工されている。
- 盛土の締固め管理（密度等）が適切に実施されていることが確認できる。
- プレキャスト製品・材料等の品質が工場管理資料等によりの確に確認できる。
- 現場条件に応じた排水対策が施工時を含め適切に講じられている。
- その他

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値 (0 %) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 ()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判定基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

- [マイナス要因]
- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
上記に該当すれば…………… d
- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
上記に該当すれば…………… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ — II. 品質

【橋梁補修・補強工事】

【評価項目】

- ばらつきで判断可能（50%以下）
- ばらつきで判断可能（80%以下）
- ばらつきで判断可能（80%を超える）
- ばらつきで判断不可能

○ × 外 「評価対象項目」

【共通】

- アンカーボルト孔の削孔長をアンカーボルトと同径程度の曲がらない定規で全数確認し、かつ資料も整備されている。
- アンカーボルト樹脂注入の際に、樹脂が密入されていることが確認できる。
- 削孔内の清掃状況が確認できる。
- ボルトの締付機、測定機器のキャリブレーションを実施している。
- 溶接の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。
- ケレンが入念に実施されていることが確認できる。
- 塗装・溶接・ひび割れ補修・表面含浸等施工時の天候、気温及び湿度等の条件が記録・整理されている。
- 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。
- 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
- 現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
- 混合して使用する材料（塗料、ひび割れ注入材など）において、適切に計量、攪拌がされていることが確認ができる。
- 既設構造物はつり面に残存クラック等の有害な損傷部がないことが確認できる。
- 使用材料の品質（製造年月日、ロット番号、数量）が出荷証明等により確認ができる。
- 使用材料の納入量が確認しやすい並べ方で撮影していることが確認できる。
- 使用材料の空袋の確認が写真等で確実に空であることが確認できる。
- その他

【鋼板接着】

- 鋼板接着工のボルト、注入材の品質が確認できる。

【炭素繊維接着】

- 床版工の繊維シート付着の品質が確認できる。

【落橋防止装置】

- 落橋防止装置工の鋼製ブラケットの品質が確認できる。
- 落橋防止装置工のアンカーボルト引張等の品質が確認できる。
- 施工後にアンカーボルト定着長を超音波探傷器を用いて全数測定し、かつ資料も整備されていることが確認できる。

【塗装】

- 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。
- 現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。
- その他

【断面修復（左官・吹付・充填）】

- 1層当たりの仕上げ厚さを管理していることが確認できる。
- 鉄筋背面側に断面修復材が回っていることが確認できる。
- 事前調査を行い損傷程度を把握し、適正な施工範囲を決定していることが確認できる。

- 下地処理工において、油脂等の汚れや脆弱層の撤去を行い健全面を露出させたことが確認できる。
- 鉄筋ケレン後、速やかに防錆処理を行っていることが確認できる。

【伸縮装置取替え】

- 鉄筋の加工・組立、アンカーの長さ及び定着等が適切であることが確認できる。
- 遊間部にコンクリートが流れ込まないように、バックアップ材等を適切に設置し、処理していることが確認できる。
- コンクリートの打設が適切に施工されていることが確認できる。
- ジョイント部のはつり作業にあたり、既設構造物に支障が無いことが確認できる。
- 伸縮装置の出荷時に施工時期の温度などを考慮した設置幅の補正が行われていることが確認できる。
- コンクリートは、伸縮装置アンカー部に完全に行き渡るよう施工されていることが確認できる。
- コンクリート強度を確認した後、交通解放が行われていることが確認できる。
- 縦横継目の位置及び構造物との接合面の処理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

【支存取替え】

- ジャッキアップ作業にあたり、圧力確認器具により圧力調整等を行っていることが確認できる。
- 既設支承のはつり作業にあたり、既設構造物に支障が無いことが確認できる。
- 無収縮モルタルの硬化を確認後、ジャッキダウンを行っていることが確認できる。
- 高さ調整にあたり、変形量等を考慮し上げ越し量設定していることが確認できる。

【ひび割れ補修工】

- 注入工法において、注入器具内に注入材が残った状態で硬化していることが確認できる。
- 注入工法において、注入剤を適切なピッチで施工していることが確認できる。
- 注入工法において、指定された注入方法で適切に施工していることが確認できる。
- 充填工法において、Uカット溝内部を適切に清掃し下地処理していることが確認できる。
- 充填工法において、充填剤の施工が指定された方法で適正に行われていることが確認できる。
- 充填工法において、プライマーが適切に施工されていることが確認できる。

【表面含浸】

- 下地処理、素地調整が適切に行われていることが確認できる。
- 含浸材塗布が施工条件に配慮し、適切に施工されていることが確認できる。

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判定基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

[マイナス要因]

- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
上記に該当すれば……… d

- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
上記に該当すれば………… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ — II. 品質

【建築工事（簡易なもの）】

【評価項目】

- ばらつきで判断可能（50%以下）
- ばらつきで判断可能（80%以下）
- ばらつきで判断可能（80%を超える）
- ばらつきで判断不可能

- × 外 「評価対象項目」
- 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性が確認でき、証明書が整備されている。
- 商品の品質及び形状が設計図書等との適切性が確認でき、証明書が整備されている。
- 機器等（設備等）の機能が設計図書等との適切性が確認でき、証明書が整備されている。
- 室内の塵芥処理等が適切に行われ、納まりの事前検討も十分実施され、良質な施工がうかがえる。
- その他

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
- ③ 評価値（0%）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判定基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

[マイナス要因]

- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
上記に該当すれば…………… d
- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
上記に該当すれば…………… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【機械設備工事】

【評価項目】

- a. 優れている
- a'. bより優れている
- b. やや優れている
- b'. cより優れている
- c. 他の評価に該当しない
- d. やや劣っている
- e. 劣っている

○ × 外 「評価対象項目」

- 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）を整理し品質の確認ができる。
- 設備の機能及び性能が、承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。
- 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。
- 機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。
- 溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。
- 塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。
- 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性にすぐれていることが確認できる。
- 操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。
- 小配管、電気配線、配管を承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。
- 設備の取扱説明書を工夫していることが確認できる。
- 完成図書（取扱説明書）に部品等の点検及び交換方法について、まとめていることが確認できる。
- 機器の配置を点検しやすいよう工夫していることが確認できる。
- 設備の構造や機器の配置を、交換頻度の高い部品等の交換作業が容易に出来るよう工夫していることが確認できる。
- 二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。
- バルブ類の平時の状態を示すラベルなどを見やすい状態で表示していることが確認できる。
- 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。
- 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。
- 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
- 現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
- その他

●判定基準

評価値が90%以上	a
評価値が80%以上90%未満	a'
評価値が70%以上80%未満	b
評価値が60%以上70%未満	b'
評価値が60%未満	c

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)
計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

[マイナス要因]

- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
上記に該当すれば…………… d
- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
上記に該当すれば…………… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【電気設備工事】

【評価項目】

- a. 優れている
- a'. bより優れている
- b. やや優れている
- b'. cより優れている
- c. 他の評価に該当しない
- d. やや劣っている
- e. 劣っている

- × 外 「評価対象項目」
- 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施していることが確認できる。
- 材料・部品の品質照合の結果が品質保証書等（現物照合含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。
- 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。
- ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。
- 設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。
- 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 現場条件によって機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。
- 設備全体についての取扱説明書を工夫して作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）していることが確認できる。
- 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。
- 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるように工夫していることが確認できる。
- その他

●判定基準

評価値が90%以上	a
評価値が80%以上90%未満	a'
評価値が70%以上80%未満	b
評価値が60%以上70%未満	b'
評価値が60%未満	c

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
- ③ 評価値（0%）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

[マイナス要因]

- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
上記に該当すれば..... d
- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
上記に該当すれば..... e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【通信設備工事・受変電設備工事】

【評価項目】

- a. 優れている
- a'. bより優れている
- b. やや優れている
- b'. cより優れている
- c. 他の評価に該当しない
- d. やや劣っている
- e. 劣っている

- × 外 「評価対象項目」
- 設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。
- 材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と適合が確認できる証明書等を整備していることが確認できる。
- 材料の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 設備、機器の品質、機能及び性能が、成績等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認ができる。
- ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。
- 設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認ができる。
- 完成図書において、設備の機能並びに性能及び操作方法が容易に判別できる資料を整備していることが確認ができる。
- 完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備していることが確認できる。
- 設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。
- 設備全体についての取扱説明書を工夫していることが確認できる。
- 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。
- 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。
- その他

●判定基準

評価値が90%以上	a
評価値が80%以上90%未満	a'
評価値が70%以上80%未満	b
評価値が60%以上70%未満	b'
評価値が60%未満	c

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

[マイナス要因]

- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
上記に該当すれば..... d
- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
上記に該当すれば..... e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【下水道工事（管更生工事）】

【評価項目】

- ばらつきで判断可能（50%以下）
- ばらつきで判断可能（80%以下）
- ばらつきで判断可能（80%を超える）
- ばらつきで判断不可能

○ × 外 「評価対象項目」

- 材料の製造証明書及び品質証明書が整備されている。
- 更生材料の保管が適切に行われていることが確認できる。
- 事前調査工にて判明した浸入水や障害物除去等を前処理計画書に基づき適正に行われていることが確認できる。
- 採用工法の専門技術を習得した技術者が選任され、指揮、監督または施工を行っていることが確認できる。
- 仕上がり管体内面には、ふくれ、しわ、扁平、破損等がなく、基準を満足している。
- マンホール連結部の仕上がりが良い。
- 硬化性樹脂材を使用する場合、硬化時の時間及び温度管理が適切に行われている。
- 仕様書に基づいた物性試験が適宜実施されており、また、試験結果が規格値を満足している。
- 更生管本体から採取した試験片が当該現場のものであることが確認できる。
- その他

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。
- ③ 評価値（0％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判定基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

[マイナス要因]

- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
上記に該当すれば…………… d
- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
上記に該当すれば…………… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【取壊し工事】

【評価項目】

- ばらつきで判断可能 (50%以下)
- ばらつきで判断可能 (80%以下)
- ばらつきで判断可能 (80%を超える)
- ばらつきで判断不可能

- × 外 「評価対象項目」
- 分別、再資源化を適切に実施していることが確認できる。
- 施工計画書に定められた計画により実施されていることが確認できる。
- 廃棄物の処理が適切であることが確認できる。
- 請負者の管理記録が適切であることが確認できる。
- 不可視部分の写真記録が適切であることが確認できる。
- 周辺環境（騒音・振動・地盤変動等）に配慮した施工方法で実施していることが確認できる。
- その他

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)
計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判定基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価 値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

[マイナス要因]

- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
上記に該当すれば…………… d
- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
上記に該当すれば…………… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【落石防止柵（網）設置工事】

【評価項目】

- ばらつきで判断可能（50%以下）
- ばらつきで判断可能（80%以下）
- ばらつきで判断可能（80%を超える）
- ばらつきで判断不可能

○ × 外 「評価対象項目」

- 地山との取り合わせが適切に行われていることが確認できる。
- 材料の規格が品質証明、ミルシート等で確認できる。
- ボルトや連結金具の締付が適切に施工されていることが確認できる。
- 網の重ね合わせが設計書どおり施工されていることが確認できる。
- ワイヤロープの初期張力が適切に緊張されていることが確認できる。
- 端部の処理が適切に行われていることが確認できる。
- 縦断勾配、内カーブの変化点の中間支柱に補強金具を必要に応じて取り付けていることが確認できる。
- アンカーや支柱等の根入れが設計図書通り施工されていることが確認できる。
- 落石防止網の施工前に、施工面の整理（最小限必要な伐採、浮石等の除去）を行っていることが確認できる。
- 落石防止網の材料に損傷、さび、不良個所がなく、各種試験に合格していることが確認できる。
- その他

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。
- ③ 評価値（0％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判定基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

[マイナス要因]

- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
上記に該当すれば…………… d
- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
上記に該当すれば…………… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【配水管工事】

【評価項目】

- ばらつきで判断可能 (50%以下)
- ばらつきで判断可能 (80%以下)
- ばらつきで判断可能 (80%を超える)
- ばらつきで判断不可能

- × 外 「評価対象項目」
- 主要材料の保管管理が適切に行われ、製品に曲がり、そり、クラック、欠け等のないことが確認できる。
- 溶接棒の使用及び溶接が適切であることが確認できる。
- 塗覆装、塗装等が適切であることが確認できる。
- 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。
- 管接合管理は定められたとおりに行っていることが確認できる。
- 管の清掃及び切管加工は適切であることが確認できる。
- 弁栓類及び管保護工の施工が適切であることが確認できる。
- 管の継手部が適切に施工されていることが確認できる。
- ポリエチレンスリーブ、明示シートの施工が適切であることが確認できる。
- 埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 施工時の試験及び記録が適切であることが確認できる。
- 施工の適切性が確認でき、通水状況及び水圧試験等の記録が整備されていることが確認できる。
- その他

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値 (0 %) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 ()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判定基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

- [マイナス要因]
- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
上記に該当すれば…………… d
 - 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
上記に該当すれば…………… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【上記以外の工事（情報ボックス、取壊し工等）又は合併工事】

【評価項目】

- ばらつきで判断可能（50%以下）
- ばらつきで判断可能（80%以下）
- ばらつきで判断可能（80%を超える）
- ばらつきで判断不可能
- ばらつきによる評価が不適切な工事

○ × 外 「評価対象項目」

理由

理由

理由

理由

理由

理由

理由

●判定基準

<A>対象工事がばらつきによる評価が不適切な工事 ex) 取壊し工等

- 評価値が90%以上 a
- 評価値が80%以上90%未満 a'
- 評価値が70%以上80%未満 b
- 評価値が60%以上70%未満 b'
- 評価値が60%未満 c

なお、削除後の評価対象項目が2項目以下の場合はC評価とする。

対象工事がばらつきによる評価が適切な工事

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

[マイナス要因]

- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
上記に該当すれば……… d
- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

上記に該当すれば………… e

評価 :

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ

【コンクリート構造物工事・砂防構造物工事・トンネル工事】

【評価項目】

- a. 優れている
- b. やや優れている
- c. 他の評価に該当しない
- d. 劣っている

「評価対象項目」

- コンクリート構造物の表面状態が良い。
- コンクリート構造物の通りが良い。
- 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。
- クラックが無い。
- 漏水が無い。
- 全体的な美観が良い。
- その他

●判断基準

- 該当5項目以上 a
- 該当4項目 b
- 該当3項目 c
- 該当2項目以下 d

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー Ⅲ. 出来ばえ

【土工事（盛土・築堤工事等）】

【評価項目】

- a. 優れている
- b. やや優れている
- c. 他の評価に該当しない
- d. 劣っている

「評価対象項目」

- 仕上がりが良い。
- 通りが良い。
- 天端及び端部の仕上がりが良い。
- 構造物へのすりつけなどが良い。
- 全体的な美観が良い。
- その他

●判断基準

- 該当4項目以上 a
- 該当3項目 b
- 該当2項目 c
- 該当1項目以下 d

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ

【切土工事】

【評価項目】

- a. 優れている
- b. やや優れている
- c. 他の評価に該当しない
- d. 劣っている

「評価対象項目」

- 規定された勾配が確保されている。
- 切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。
- 法面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている。
- 滞水などによる施工面積の損傷が発生しないよう処理が行われている。
- 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。
- 全体的な美観が良い。
- その他

●判断基準

- | | | |
|---------|-------|---|
| 該当5項目以上 | | a |
| 該当4項目 | | b |
| 該当3項目 | | c |
| 該当2項目以下 | | d |

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー Ⅲ. 出来ばえ

【護岸・根固・水制工事】

【評価項目】

- a. 優れている
- b. やや優れている
- c. 他の評価に該当しない
- d. 劣っている

「評価対象項目」

- 通りが良い。
- 材料のかみ合わせがよく、クラックが無い。
- 天端及び端部の仕上げが良い。
- 既設構造物とのすりつけが良い。
- 全体的な美観が良い。
- その他

●判断基準

- 該当4項目以上 a
- 該当3項目 b
- 該当2項目 c
- 該当1項目以下 d

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ

【鋼橋工事】

【評価項目】

- a. 優れている
- b. やや優れている
- c. 他の評価に該当しない
- d. 劣っている

「評価対象項目」

- 表面に補修箇所が無い。
- 部材表面に傷及び錆が無い。
- 溶接に均一性がある。
- 塗装に均一性がある。
- 全体的な美観が良い。
- その他

●判断基準

- 該当4項目以上 a
- 該当3項目 b
- 該当2項目 c
- 該当1項目以下 d

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー Ⅲ. 出来ばえ

【地すべり防止工事】

【評価項目】

- a. 優れている
- b. やや優れている
- c. 他の評価に該当しない
- d. 劣っている

「評価対象項目」

- 地山との取り合いが良い。
- 天端、端部の仕上げが良い。
- 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。
- 全体的な美観が良い。
- その他

●判断基準

- 該当3項目以上 a
- 該当2項目 b
- 該当1項目 c
- 該当項目なし d

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー Ⅲ. 出来ばえ

【舗装工事】

【評価項目】

- a. 優れている
- b. やや優れている
- c. 他の評価に該当しない
- d. 劣っている

「評価対象項目」

- 舗装の平坦性が良い。
- 構造物の通りが良い。
- 構造物へのすりつけ等が良い。
- 雨水処理が良い。
- 全体的な美観が良い。
- その他

●判断基準

- 該当5項目以上 a
- 該当4項目 b
- 該当3項目 c
- 該当2項目以下 d

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ

【法面工事】

【評価項目】

- a. 優れている
- b. やや優れている
- c. 他の評価に該当しない
- d. 劣っている

「評価対象項目」

- 通りが良い。
- 植生、吹付等の状態が均一である。
- 端部処理が良い。
- 全体的な美観が良い。
- その他

●判断基準

- 該当3項目以上 a
- 該当2項目 b
- 該当1項目 c
- 該当項目なし d

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー Ⅲ. 出来ばえ

【基礎工事（地盤改良等を含む）】

【評価項目】

- a. 優れている
- b. やや優れている
- c. 他の評価に該当しない
- d. 劣っている

「評価対象項目」

- 土工関係の仕上げが良い。
- 通りが良い。
- 端部及び天端の仕上げが良い。
- 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。
- その他

- ※地盤改良はC評価とする。

●判断基準

- 該当3項目以上 a
- 該当2項目 b
- 該当1項目 c
- 該当項目なし d

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー Ⅲ. 出来ばえ

【コンクリート橋上部工事】

【評価項目】

- a. 優れている
- b. やや優れている
- c. 他の評価に該当しない
- d. 劣っている

「評価対象項目」

- コンクリート構造物の表面状態が良い。
- コンクリート構造物の通りが良い。
- 天端及び端部の仕上げが良い。
- 支承部の仕上げが良い。
- クラックが無い。
- 全体的な美観が良い。
- その他

●判断基準

- 該当5項目以上 a
- 該当4項目 b
- 該当3項目 c
- 該当2項目以下 d

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー Ⅲ. 出来ばえ

【塗装工事（工場塗装を除く）】

【評価項目】

- a. 優れている
- b. やや優れている
- c. 他の評価に該当しない
- d. 劣っている

「評価対象項目」

- 塗装の均一性が良い。
- 細部まできめ細やかな施工がされている。
- 補修箇所が無い。
- ケレンの施工状況が良好である。
- 全体的な美観が良い。
- その他

●判断基準

- 該当4項目以上 a
- 該当3項目 b
- 該当2項目 c
- 該当1項目以下 d

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー Ⅲ. 出来ばえ

【植栽工事】

【評価項目】

- a. 優れている
- b. やや優れている
- c. 他の評価に該当しない
- d. 劣っている

- 「評価対象項目」
- 樹形が整っている。
 - 植栽地の仕上げが良い。
 - 支柱の取り付けが堅固である。
 - 全体的な美観が良い。
 - その他

●判断基準

- 該当3項目以上 a
- 該当2項目 b
- 該当1項目 c
- 該当項目なし d

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー Ⅲ. 出来ばえ

【防護柵（網）工事】

【評価項目】

- a. 優れている
- b. やや優れている
- c. 他の評価に該当しない
- d. 劣っている

「評価対象項目」

- 通りが良い。
- 端部処理が良い。
- 部材表面に傷及び錆が無い。
- 既設構造物とのすりつけが良い。
- きめ細やかに施工されている。
- 全体的な美観が良い。
- その他

●判断基準

- 該当5項目以上 a
- 該当4項目 b
- 該当3項目 c
- 該当2項目以下 d

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー Ⅲ. 出来ばえ

【標識工事】

【評価項目】

- a. 優れている
- b. やや優れている
- c. 他の評価に該当しない
- d. 劣っている

「評価対象項目」

- 設置位置に配慮がある。
- 標識板の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。
- 標識板の支柱に変色が無い。
- 支柱基礎が入念に埋め戻されている。
- 全体的な美観が良い。
- その他

●判断基準

- 該当4項目以上 a
- 該当3項目 b
- 該当2項目 c
- 該当1項目以下 d

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ

【区画線工事】

【評価項目】

- a. 優れている
- b. やや優れている
- c. 他の評価に該当しない
- d. 劣っている

「評価対象項目」

- 塗料の塗布が均一である。
- 視認性が良い。
- 接着状態が良い。
- 施工前の清掃が入念に実施されている。
- 全体的な美観が良い。
- その他

●判断基準

- 該当 4 項目以上 a
- 該当 3 項目 b
- 該当 2 項目 c
- 該当 1 項目以下 d

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ

【電線共同溝工事】

【評価項目】

- a. 優れている
- b. やや優れている
- c. 他の評価に該当しない
- d. 劣っている

「評価対象項目」

- 歩道及び車道の舗装（含、仮復旧舗装）の勾配が適切で、有害な段差が無く平坦性が確保されている。
- プレキャストコンクリートブロックの蓋に、がたつきや不要な隙間が生じていない。
- 施工管理記録などから、不可視部分の出来ばえの良さが窺える。
- 全体的な美観が良い。
- その他

●判断基準

- 該当3項目以上 a
- 該当2項目 b
- 該当1項目 c
- 該当項目なし d

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー Ⅲ. 出来ばえ

【維持・修繕工事】

【評価項目】

- a. 優れている
- b. やや優れている
- c. 他の評価に該当しない
- d. 劣っている

「評価対象項目」

- 小構造物等にも注意がはらわれている。
- きめ細やかに施工がなされている。
- 既設構造物とのすりつけが良い。
- 全体的な美観が良い。
- その他

●判断基準

- 該当3項目以上 a
- 該当2項目 b
- 該当1項目 c
- 該当項目なし d

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー Ⅲ. 出来ばえ

【港湾・海岸工事（浚渫工事）（地盤改良工事）】

【評価項目】

- a. 優れている
- b. やや優れている
- c. 他の評価に該当しない
- d. 劣っている

「評価対象項目」

- 規定された水深・勾配又は改良深度等が確保されている。
- 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。
- 施工後の表面及び底面等の全体的な仕上げが良い。
- 浚渫及び盛り等土砂が適切に処理されている。
- その他

●判断基準

- 該当3項目以上 a
- 該当2項目 b
- 該当1項目 c
- 該当項目なし d

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー Ⅲ. 出来ばえ

【港湾・海岸工事（捨石・被覆石工）（本體工）】

【評価項目】

- a. 優れている
- b. やや優れている
- c. 他の評価に該当しない
- d. 劣っている

「評価対象項目」

- 構造物等の通りが良い。
- 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが窺える。
- 構造物等の表面及び端部の仕上げが良い。
- きめ細やかな施工がなされている。
- 全体的な美観が良い。
- その他

●判断基準

- 該当4項目以上 a
- 該当3項目 b
- 該当2項目 c
- 該当1項目以下 d

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー Ⅲ. 出来ばえ

【下水道工事（管渠工）】

【評価項目】

- a. 優れている
- b. やや優れている
- c. 他の評価に該当しない
- d. 劣っている

「評価対象項目」

- 切土、埋戻、盛土、舗装等の仕上り状態が良い。また、沈下等が無い。
- インバートの仕上げが良い。
- 管口の処理が良い。
- 管渠の通りが良い。
- 排水施設の蓋のがたつきがなく、ゴミがたまっていない。
- 全体的な美観が良い。
- その他

●判断基準

- 該当5項目以上 a
- 該当4項目 b
- 該当3項目 c
- 該当2項目以下 d

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ

【下水道工事（処理場躯体工）】

【評価項目】

- a. 優れている
- b. やや優れている
- c. 他の評価に該当しない
- d. 劣っている

「評価対象項目」

- 切土、埋戻、盛土の仕上り状態が良い。また、沈下等が無い。
- 基礎工について施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。
- コンクリート構造物の肌が良い。
- コンクリート構造物の通りが良い。
- 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。
- スラブ上に水溜まりが生じない配慮がある。
- 漏水がない。
- 防食塗装の端部、突起部等の処置が良い。
- 足掛け金物等が等間隔、水平、所定の埋込長で施工されている。
- 開口部の蓋の開閉作業がスムーズに行える。
- 角落しがスムーズに設置、撤去ができる。
- 全体的な美観が良い。
- その他

●判断基準

- | | | |
|----------|-----|---|
| 該当10項目以上 | ・・・ | a |
| 該当7項目 | ・・・ | b |
| 該当6項目 | ・・・ | c |
| 該当5項目以下 | ・・・ | d |

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー Ⅲ. 出来ばえ

【公園施設整備工事】

【評価項目】

- a. 優れている
- b. やや優れている
- c. 他の評価に該当しない
- d. 劣っている

「評価対象項目」

- 施設構造物の肌、通り、納まり等仕上げの状態が良い。
- 園路等の舗装の平坦性が良い。
- 遊具等の作動が安全でかつ良好に作動する。
- 維持管理等の配慮が良い。
- 全体的な美観が良い。
- その他

●判断基準

- | | | |
|---------|-------|---|
| 該当4項目以上 | | a |
| 該当3項目 | | b |
| 該当2項目 | | c |
| 該当1項目以下 | | d |

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー Ⅲ. 出来ばえ

【二次製品構造物工事】

【評価項目】

- a. 優れている
- b. やや優れている
- c. 他の評価に該当しない
- d. 劣っている

「評価対象項目」

- 構造物の通りが良い。
- 材料の連結、かみ合わせが良い。
- 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。
- クラックが無い。
- 漏水が無い。
- 土工の仕上げが良い。
- 全体的な美観が良い。
- その他

●判断基準

- 該当6項目以上 a
- 該当5項目 b
- 該当4項目 c
- 該当3項目以下 d

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー Ⅲ. 出来ばえ

【補強土壁工事】

【評価項目】

- a. 優れている
- b. やや優れている
- c. 他の評価に該当しない
- d. 劣っている

「評価対象項目」

- 壁面材（コンクリート製品）の割れ・欠けがない。
- 基礎上面の平坦性が良い。
- 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。
- 壁面材の目違い、段差が少なく構造物の通りが良い。
- 全体的な美観が良い。
- その他

●判断基準

- 該当4項目以上 a
- 該当3項目 b
- 該当2項目 c
- 該当1項目以下 d

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー Ⅲ. 出来ばえ

【橋梁補修・補強工事】

【評価項目】

- a. 優れている
- b. やや優れている
- c. 他の評価に該当しない
- d. 劣っている

「評価対象項目」

- 小構造物等にも細心の注意が払われている。
- きめ細やかな施工がなされている。
- 既設構造物とのすりつけが良い。
- 塗装に均一性がある。
- ケレンの施工状況が良い。
- 溶接に均一性がある。
- 全体的な美観が良い。
- その他

例；部材表面に傷、錆が無い。クラックが無い。天端仕上げ、端部処理が良い。

●判断基準

- 該当6項目以上 a
- 該当5項目 b
- 該当4項目 c
- 該当3項目以下 d

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー Ⅲ. 出来ばえ

【建築工事（簡易なもの）】

【評価項目】

- a. 優れている
- b. やや優れている
- c. 他の評価に該当しない
- d. 劣っている

「評価対象項目」

- 建築物の通り、形状が良い。
- 仕上げの均一性、平坦性が良い。
- 機能面での配慮が適切である。
- 防水の納まりが良好である。
- 建具の取り付け、作動が良い。
- 既設部分との取り合いが良い。
- 全体的な美観が良い。
- その他

●判断基準

- 該当6項目以上 a
- 該当5項目 b
- 該当4項目 c
- 該当3項目以下 d

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ

【機械設備工事】

【評価項目】

- a. 優れている
- b. やや優れている
- c. 他の評価に該当しない
- d. 劣っている

「評価対象項目」

- 主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作が良い。
- きめ細かな施工がなされている。
- 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。
- 土木構造物、既設設備等との取り合いが良い。
- 溶接、塗装、組立等にあたって、細部にわたる配慮がなされている。
- 全体的な美観が良い。
- その他

●判断基準

- | | | |
|---------|-------|---|
| 該当5項目以上 | | a |
| 該当4項目 | | b |
| 該当3項目 | | c |
| 該当2項目以下 | | d |

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー Ⅲ. 出来ばえ

【電気設備工事】

【評価項目】

- a. 優れている
- b. やや優れている
- c. 他の評価に該当しない
- d. 劣っている

「評価対象項目」

- きめ細やかな施工がなされている。
- 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。
- 動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い。
- ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。
- 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
- 全体的な美観が良い。
- その他

●判断基準

- | | | |
|---------|-------|---|
| 該当5項目以上 | | a |
| 該当4項目 | | b |
| 該当3項目 | | c |
| 該当2項目以下 | | d |

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ

【通信設備工事・受変電設備工事】

【評価項目】

- a. 優れている
- b. やや優れている
- c. 他の評価に該当しない
- d. 劣っている

「評価対象項目」

- 主設備、関連設備等にきめ細やかな施工がされている。
- 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。
- 動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い。
- 当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。
- 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
- 全体的な美観が良い。
- その他

●判断基準

- 該当5項目以上 a
- 該当4項目 b
- 該当3項目 c
- 該当2項目以下 d

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー Ⅲ. 出来ばえ

【下水道工事（管更生工事）】

【評価項目】

- a. 優れている
- b. やや優れている
- c. 他の評価に該当しない
- d. 劣っている

「評価対象項目」

- 全体的な美観が良い。
- きめ細やかな施工がなされ、傷または補修痕が無い。
- 管の通りが良い。
- 管口等の接合部の仕上げが良い。
- 施工監理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。
- 漏水がない。
- マンホールのインバートの仕上げが良い。
- その他

例；既設構造物とのすりつけが良い。埋戻及び路面復旧の状態が良い。マンホールの仕上げが良い。

●判断基準

- 該当6項目以上 a
- 該当5項目 b
- 該当4項目 c
- 該当3項目以下 d

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ

【取壊し工事】

【評価項目】

- a. 優れている
- b. やや優れている
- c. 他の評価に該当しない
- d. 劣っている

「評価対象項目」

- きめ細やかな施工がなされている。
- 既存部や関連設備と調整がなされている。
- 取壊し後の整地等仕上がりの状態が良好である。
- 取壊し対象（リサイクル材、産業廃棄物等）の散乱等がなく処理が適切である。
- 施工記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。
- その他

●判断基準

- | | | |
|---------|-------|---|
| 該当4項目以上 | | a |
| 該当3項目 | | b |
| 該当2項目 | | c |
| 該当1項目以下 | | d |

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ

【落石防止柵（網）設置工事】

【評価項目】

- a. 優れている
- b. やや優れている
- c. 他の評価に該当しない
- d. 劣っている

「評価対象項目」

- 地山や既設構造物との取り合いが良い。
- 天端、端部の仕上がりが良い。
- 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。
- 部材表面に傷、錆がない。
- 全体的な美観が良い。
- その他

●判断基準

- 該当4項目以上 a
- 該当3項目 b
- 該当2項目 c
- 該当1項目以下 d

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ — Ⅲ. 出来ばえ

【配水管工事】

【評価項目】

- a. 優れている
- b. やや優れている
- c. 他の評価に該当しない
- d. 劣っている

「評価対象項目」

- 管の接合、据付等が適切である。
- 付属設備(消火栓、仕切弁、止水栓、ボックス等)の設置状況が良い。
- メーターボックス周辺の補修状況が良い。
- 舗装仮復旧が適切に施工され、鉄蓋及び他の構造物へのすりつけ等が良い。
- 管及び、その他部材等に補修箇所がない。
- 部材等の表面に傷、錆がない。
- 塗装に均一性がある。
- きめ細やかな施工がされている。
- 施工管理記録などから、不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。
- 全体的な美観が良い。
- その他

●判断基準

- 該当5項目以上 a
- 該当4項目 b
- 該当3項目 c
- 該当2項目以下 d

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー Ⅲ. 出来ばえ

【上記以外の工事又は合併工事】

【評価項目】

- a. 優れている
- b. やや優れている
- c. 他の評価に該当しない
- d. 劣っている

「評価対象項目」

- 理由
- 理由
- 理由
- 理由
- 理由

※ 該当工種からの評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大5項目とする。

●判断基準

- 該当4項目以上 a
- 該当3項目 b
- 該当2項目 c
- 該当1項目以下 d

評価：

姫路市請負工事成績評定基準 工事成績採点表

土木 標準工事

令和6年4月1日

土木工事成績採点表

施工年度		案件番号		社内検査日																	
工事名		契約金額		完了年月日																	
		契約工期		完了確認日																	
工事場所		現場代理人		検査受付日																	
受注者		主任(監理)技術者		検査年月日																	
審査項目		主任監督員					担当課長					検査員									
		氏名					氏名					氏名									
項目	細別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e			
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10.0															
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10.0															
2. 施工状況	I. 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0						+5.0		+2.5		0	-7.5	-15.0			
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0	+6.0	+3.0	0	-7.5	-15.0										
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10.0	+6.0	+3.0	0	-7.5	-15.0										
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0															
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0						+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0			
	II. 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0						+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25.0			
	III. 出来ばえ											+5.0		+2.5		0	-5.0				
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応 ※1						0 (≤20)														
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※2	0 (≤7)																			
6. 社会性等	I. 地域への貢献等						0 (≤3)														
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		点					点					点									
評定点(65±加減点合計) ※3		① 点					② 点					③ 点									
評定点		④=①×0.4 点					⑤=②×0.2 点					⑥=③×0.4 点									
評定点計		⑦=④+⑤+⑥ 点																			
7. 法令遵守等 ※4		点					⑧ 点					点									
評定点合計 ※5		⑨=⑦-⑧ 点																			
8. 総合評価 技術提案	技術提案履行確認 ※6						履行					不履行					対象外				
所見 ※7																					

- ※1 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目とする。
評価は、加点評価のみとし、主任監督員からの報告を受けて担当課長が行う。
- ※2 創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目とする。
評価は、加点評価のみとし、主任監督員が行う。
- ※3 評定点 = 65点 ± 加減点合計(1~6の評定)
評定点(①~⑥)、評定点計(⑦)は、小数第1位まで記入する。
- ※4 法令遵守等の評価は、減点評価のみとし、担当課長が行う。
- ※5 評定点合計 = 評定点計 - 法令遵守等
評定点合計は、四捨五入により整数とする。
- ※6 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、「不履行」を選択する。
- ※7 所見は、審査項目以外で特筆すべき意見があれば記入する。

姫路市請負工事成績評定基準 細目別評定点採点表

土木 標準工事

令和6年4月1日

細目別評定点採点表

工事名:						
考査項目	細別	主任監督員	担当課長	検査員	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	I. 施工体制一般	() × 0.4 + 2.9 = 2.9 点			2.9 / 3.3 点	87.9 %
	II. 配置技術者	() × 0.4 + 2.9 = 2.9 点			2.9 / 4.1 点	70.7 %
2. 施工状況	I. 施工管理	() × 0.4 + 2.9 = 2.9 点		() × 0.4 + 6.5 = 6.5 点	9.4 / 13.0 点	72.3 %
	II. 工程管理	() × 0.4 + 2.9 = 2.9 点	() × 0.2 + 3.2 = 3.2 点		6.1 / 8.9 点	68.5 %
	III. 安全対策	() × 0.4 + 2.9 = 2.9 点	() × 0.2 + 3.3 = 3.3 点		6.2 / 9.4 点	66.0 %
	IV. 対外関係	() × 0.4 + 2.9 = 2.9 点			2.9 / 3.7 点	78.4 %
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	() × 0.4 + 2.8 = 2.8 点		() × 0.4 + 6.5 = 6.5 点	9.3 / 14.9 点	62.4 %
	II. 品質	() × 0.4 + 2.9 = 2.9 点		() × 0.4 + 6.5 = 6.5 点	9.4 / 17.4 点	54.0 %
	III. 出来ばえ			() × 0.4 + 6.5 = 6.5 点	6.5 / 8.5 点	76.5 %
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応		() × 0.2 + 3.3 = 3.3 点		3.3 / 7.3 点	45.2 %
5. 創意工夫	I. 創意工夫	() × 0.4 + 2.9 = 2.9 点			2.9 / 5.7 点	50.9 %
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		() × 0.2 + 3.2 = 3.2 点		3.2 / 3.8 点	84.2 %
7. 法令遵守等			() × 1.0 = 0 点		0 / 0 点	%
				評定点合計 (総合評点合計)	65.0 / 100 点	
8. 総合評価 技術提案等	技術提案等履行確認		履行 不履行 対象外			

※ (①+②+③)=細目別評価点
 ※ 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。
 ※ 総合評価技術提案等は、技術提案等の履行が確認できない場合は、「不履行」を選択する。

姫路市請負工事成績評定基準 工事成績評定表

土木 標準工事

令和6年4月1日

工事成績評定表

施 工 年 度			
工 事 名			
工 事 場 所			
受 注 者 名			
契 約 金 額			
契 約 工 期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
完 了 年 月 日		検 査 年 月 日	
現 場 代 理 人 氏 名			
監 理 ・ 主 任 技 術 者 氏 名			
考 査 項 目	細 別	評 定 点 / 満 点 (修正された場合は修正前を () 書き)	
1. 施 工 体 制	I. 施 工 体 制 一 般	/ 3.3 点	
	II. 配 置 技 術 者	/ 4.1 点	
2. 施 工 状 況	I. 施 工 管 理	/ 13.0 点	
	II. 工 程 管 理	/ 8.9 点	
	III. 安 全 対 策	/ 9.4 点	
	IV. 対 外 関 係	/ 3.7 点	
3. 出 来 形 及 び 出 来 ば え	I. 出 来 形	/ 14.9 点	
	II. 品 質	/ 17.4 点	
	III. 出 来 ば え	/ 8.5 点	
4. 工 事 特 性 (加 点 の み)	I. 施 工 条 件 等 へ の 対 応	/ 7.3 点	
5. 創 意 工 夫 (加 点 の み)	I. 創 意 工 夫	/ 5.7 点	
6. 社 会 性 等 (加 点 の み)	I. 地 域 へ の 貢 献 等	/ 3.8 点	
7. 法 令 遵 守 等 (減 点 の み)		点	
評 定 点 合 計		/ 100 点	
8. 総 合 評 価 技 術 提 案	技 術 提 案 履 行 確 認	履 行	不 履 行 対 象 外

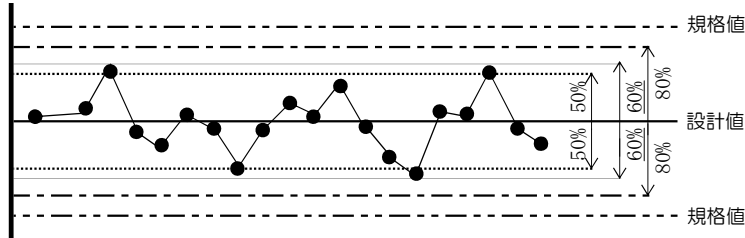
別紙-4

1. 出来形及び品質のばらつき考え方

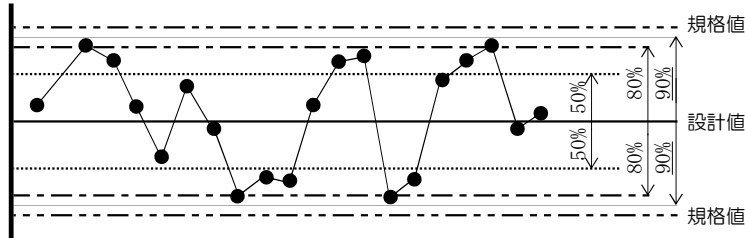
- (1) 10点以上の場合は、概ね50%、概ね80%以内に測定値が入っているか否かで判断し評価を行う。
(概ねとは、範囲を超えているものが、測定点数の20%以内で測定値の最大(小)値が50%の場合は規格値の60%以内、80%の場合は規格値の90%以内であることを言う。)
- (2) 5点以上10点未満の場合は、全ての測定点で50%、80%以内に測定値が入っているか否かで判断し評価を行う。(概ねは無し。)
- (3) 5点未満の場合は、ばらつきで判断不可能とし評価を行う。

〔管理図の場合〕

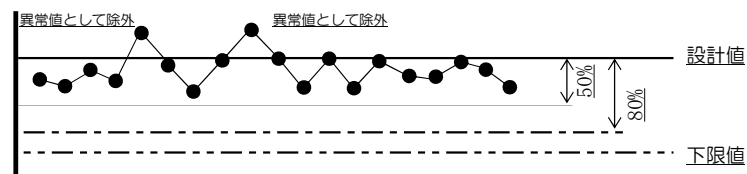
①ばらつきが概ね50%以下と判断される例



②ばらつきが概ね80%以下と判断される例



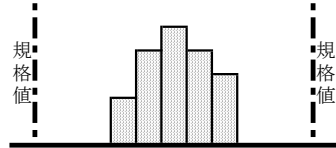
(設計値以上で下(上)限値のみの場合) (現場密度等)



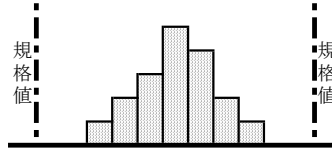
※19点-2点=17点で判断

〔度数表またはヒストグラムの場合〕

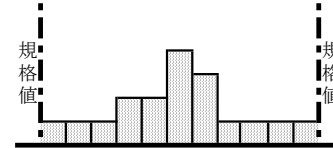
(ばらつきが小さい)



(ばらついている)



(ばらつきが大きい)



2. 多工種複合工事の取り扱い

- (1) 原則として、主たる工種で評価する。なお、主たる工種は設計額の最も大きいものとする。
- (2) 主たる工種の全体に占める割合が50%以上の場合は、第1工種のみで評価を行う。
- (3) 主たる工種の全体に占める割合が50%に満たない場合は、原則として、次に割合の大きい工種を加えた2工種で評価を行う。
- (4) ただし、主たる工種に明確な優位性(第2工種の4倍以上)がある場合は、第1工種のみを評価対象とする。
- (5) 第2、第3工種に明確な優位差がない場合(5%未満)は、第1工種、第2工種及び第3工種の3工種を評価対象工種とする。
- (6) 複数工種の評価は、対象とした工種及びその他の工種を総合的に判断して行う。

3. その他

- ・「施工プロセス」のチェックリストを活用して、評定を行う。